

生駒市規則第7号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の5の表を次のように改める。

自動車等の使用距離（片道）	支給額	
	自転車を使用することを常例とする職員のうち、市長が別に定める職員	左欄に掲げる職員以外の職員
2キロメートル以上5キロメートル未満	3,500円	1,700円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,600円	3,800円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,000円	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,800円	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,200円	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	17,600円	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	20,000円	18,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	22,400円	20,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	23,300円	21,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	24,200円	22,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	25,100円	23,600円
60キロメートル以上	26,000円	24,500円

第10条第2項第2号中「をしている職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。